

名古屋議定書に関する 国内措置と今後の課題

茨城大学第2回セミナー

2013年2月19日

一般財団法人 バイオインダストリー協会 (JBA)

生物資源総合研究所

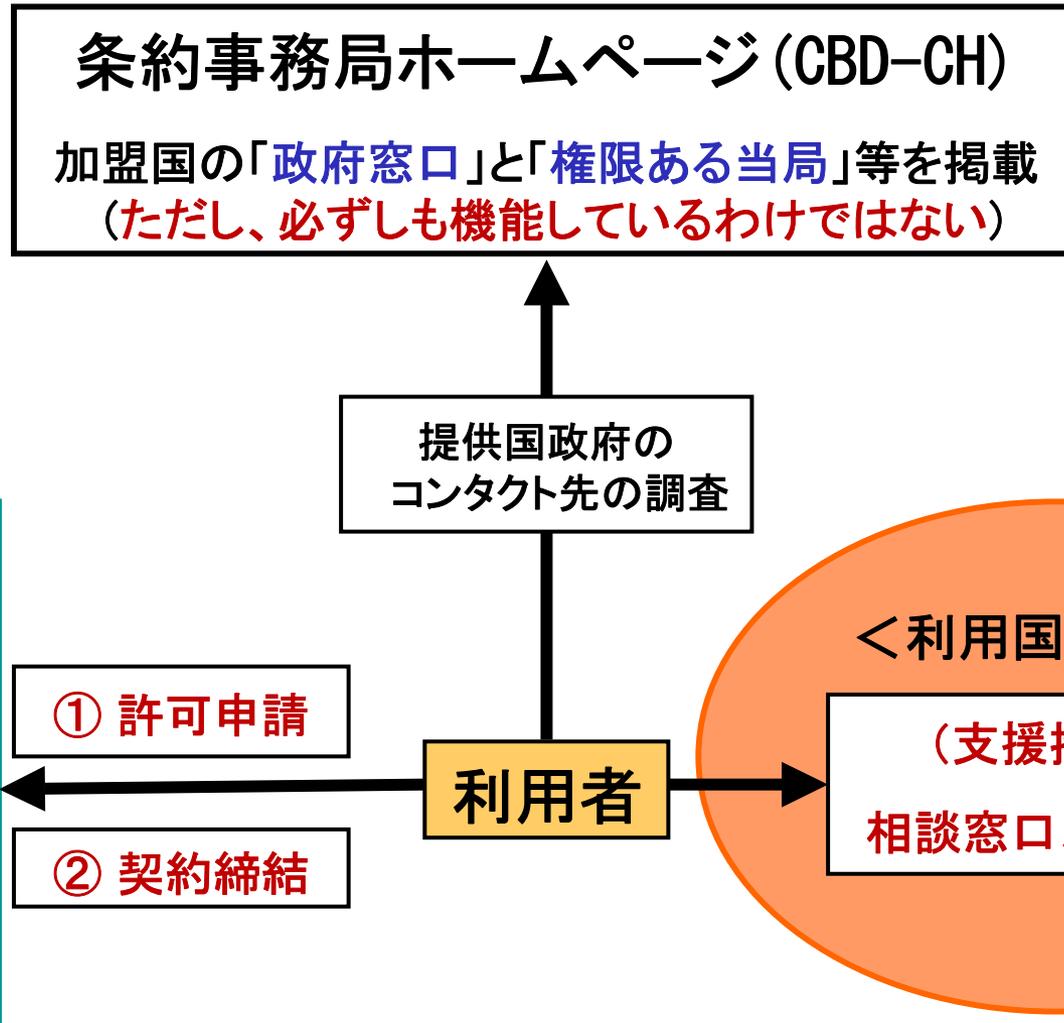
炭田 精造

目次

1. 生物多様性条約に基づくABS原則（1993-現在）
2. 名古屋議定書の国内措置の論点
3. 今後の課題

1. 生物多様性条約に基づくABS原則 (1993- 現在)

生物多様性条約のABS原則



条約の基本理念は**研究**に配慮している

- 生物多様性の保全と持続可能な利用のためには**科学技術の知見は不可欠**である(条約前文、パラ7を参照)。
- 非商業目的の研究について: 提供国の規制当局に、「**簡素な措置の対象として扱うべき**」と説得する根拠がある:

名古屋議定書 第8条 「特別な考慮」

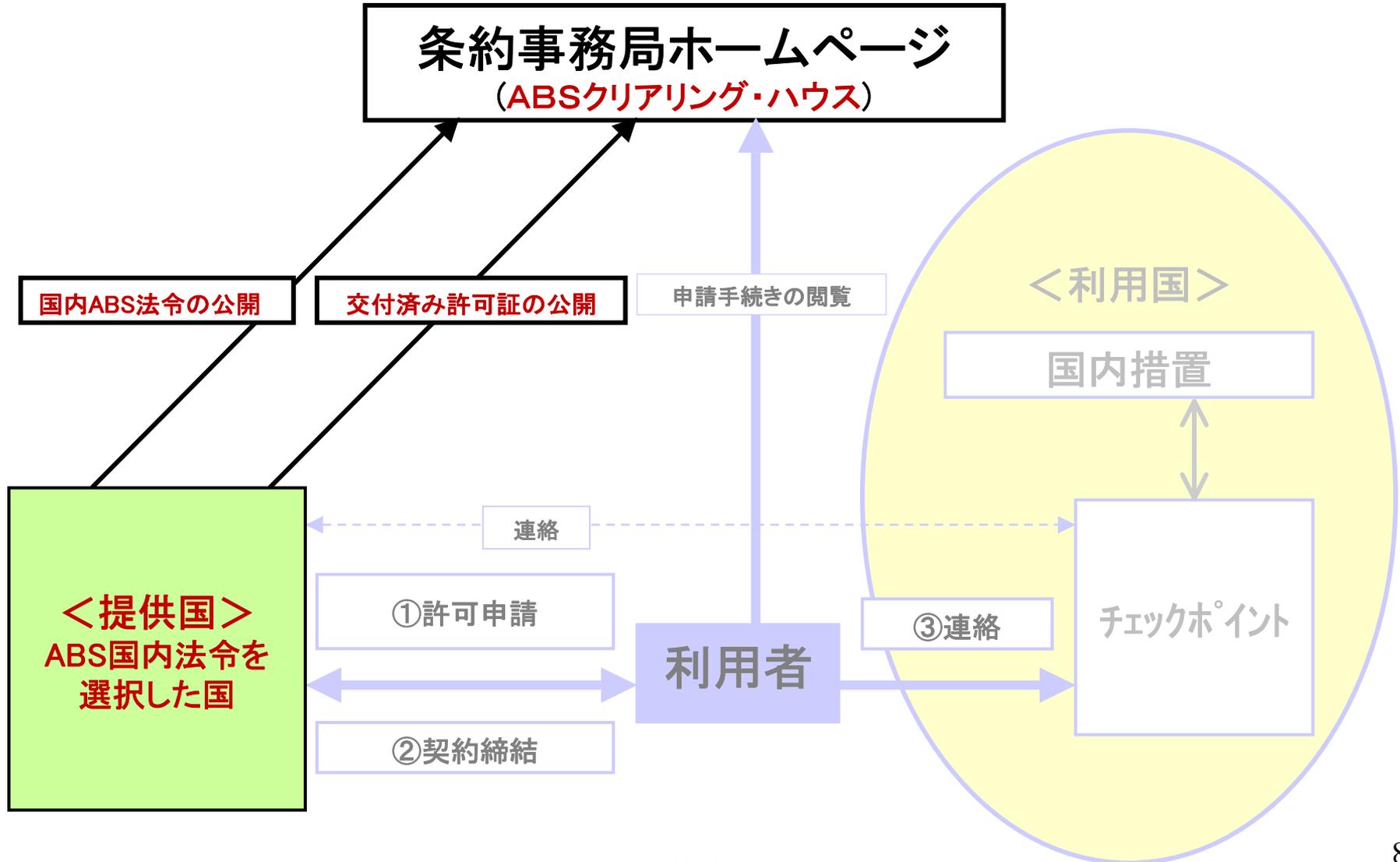
- (a) 特に開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する研究を促進し奨励するような条件を整える。それには、(中略)簡素化された措置を含む。

ABS原則：理念と実践との乖離

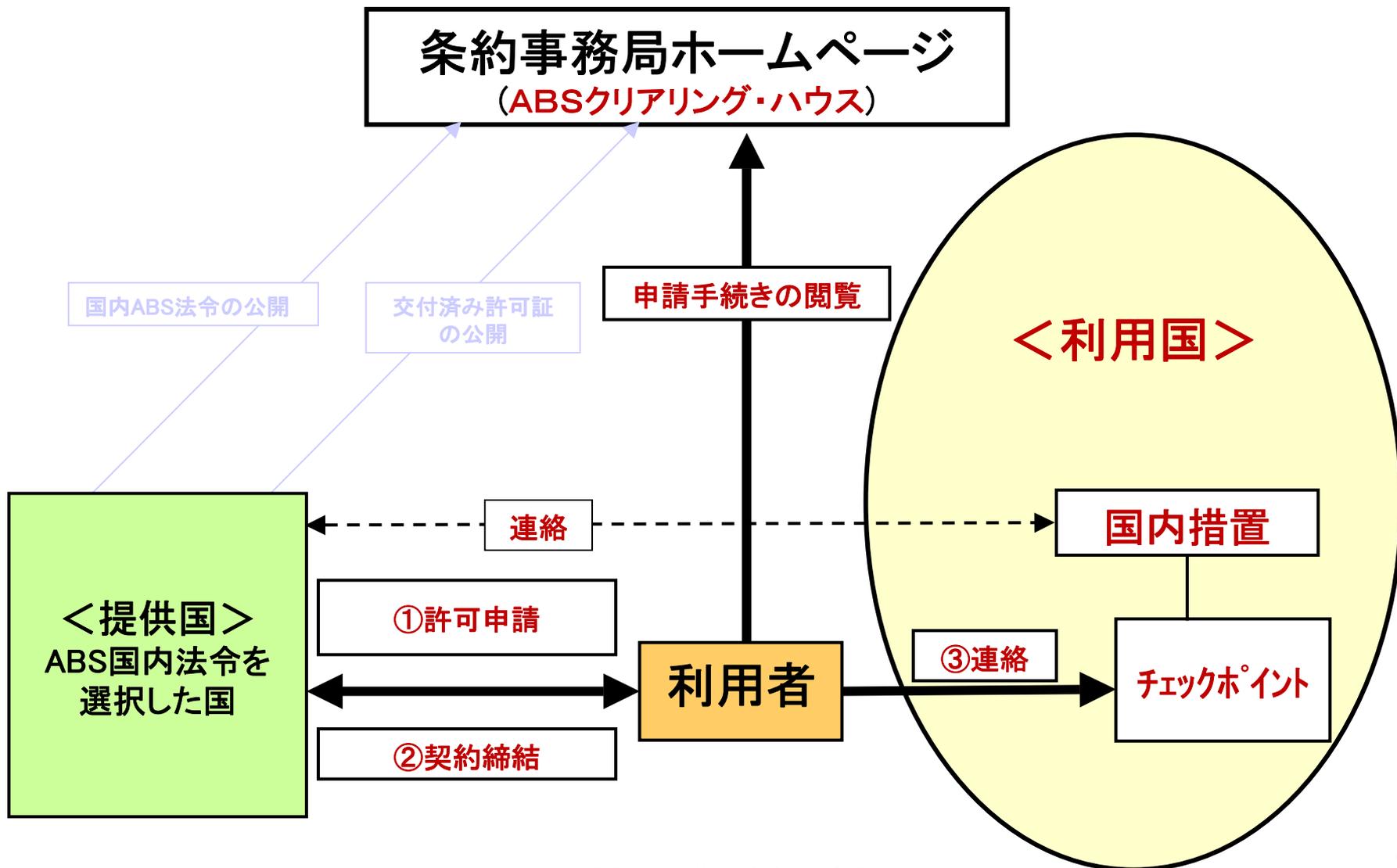
- ABS原則は、理念としては世界的に広く普及している。特に、生物多様性の豊かな開発途上国はこの理念に敏感である。
- 他方、この理念を法令として実践していない国の方が多い。
- しかし、法令が不備でも、理念を守らない遺伝資源利用者（企業や研究者）は非難される。
- 2002年以降からは、遺伝資源利用者が**自発的に**ABS原則を実践することが**ベスト・プラクティス**（ボン・ガイドライン）となっている。

2. 名古屋議定書の国内措置の論点

議定書の仕組み: 提供国の義務(第6条3)



議定書の仕組み: 利用国の義務(第15,16,17条)



論点1:国内措置の適用時期

■ 適用時期は:

議定書が発効した後で、かつ、国内措置が発効した後で
取得された遺伝資源等に適用するべきである。

論点2:国内措置の対象国

■ 対象国は:

議定書の義務(特に第6条3)に基づくABS国内法令を制定

し、かつ、条約事務局ホームページで公開している国(第14条)に

限定するべきである。

論点3:チェックポイントについて

■ 非商業的利用について:

- 非商業的利用に対する手続き上の配慮をすべき。
- 非商業的利用が円滑に行われるよう、(利用者からチェックポイントへの)情報提供等の手続きを設ける場合には、緩やかな手続きとし透明性を確保すべき。

名古屋議定書 第17条 「遺伝資源の利用のモニタリング」

1. 遵守を支援するため、各締約国は、遺伝資源の利用をモニターするため及び当該利用に関する透明性を高めるための措置を適宜とる。

(a) 次のような一つ又はそれ以上のチェックポイントを指定すること

論点4:国内措置の不遵守への対処

- 過失による不遵守については、利用者が状況を是正する機会を設けるべきである。

名古屋議定書 第15条 「アクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件の遵守」

2. 締約国は上記1の規定に従ってとられた措置(国内措置のこと)への不遵守の場合に対処するため、適切で効果的かつ釣り合いのとれた措置をとる。

論点5: 普及啓発と利用者支援

- 政府は、遵守措置と併せて、学術機関や企業等の利用者が円滑に議定書を実施できるように、**科学技術基盤として、利用者に対する支援措置を整備すべきである。**
- 「遵守措置」と「支援措置」は車の両輪である。

その他の論点

- 外部からの指摘(クレーム)への対応
提供国政府以外の主体からの指摘に対し、政府は対応すべきでない。
- 派生物
利益配分は利用者と提供者の間の契約で決める。
- コモディティ(一般流通商品)
原則として対象外とすべき。
- 秘密情報の保護
政府は秘密情報の開示を強要してはならない。
- 日本の遺伝資源へのPIC規制の必要性の有無
現時点では、国内PIC規制はすべきでない。

3. 今後の課題

学術分野の実態把握と政府への提言が必要

- 学術界は各分野の実態を把握すべき。
- 学術界は国際学界等の動きを把握すべき。
- 学術界は、実態に基づき、政府に対し能動的に提言すべき。

条約と議定書の現状

(議定書が機能する状況になるには、時間を要する)

生物多様性条約

(193カ国、1993年に発効)

名古屋議定書

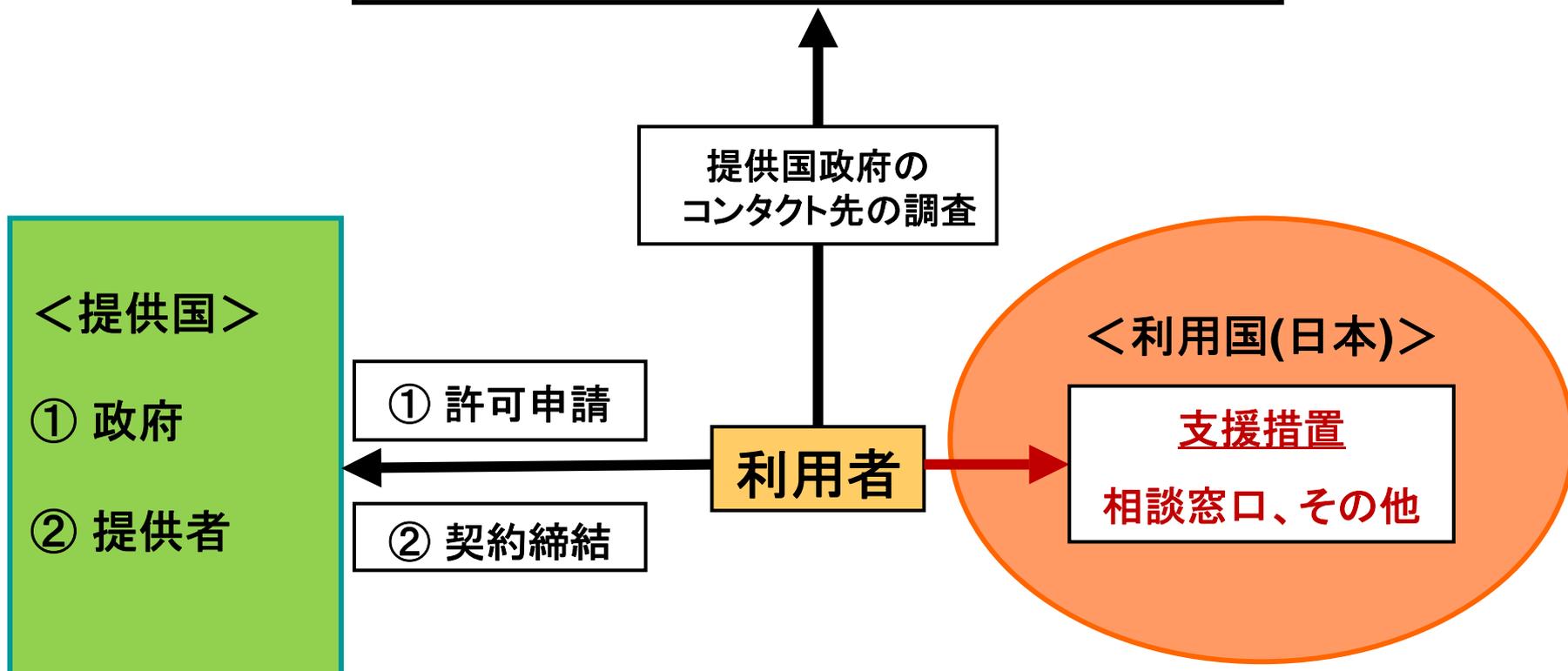
(現在29カ国、
未発効)

遺伝資源の利用者は、まず、
ABS原則を自発的に実践することを
最大限に優先すべき。

生物多様性条約のABS原則

「支援措置」を大いに活用することが賢明である

条約事務局ホームページ(CBD-CH)
加盟国の「政府窓口」と「権限ある当局」等を掲載
(ただし、必ずしも機能しているわけではない)



ご清聴ありがとうございました。